

事務連絡

2022(令和4)年11月11日

一般社団法人 日本船舶電装協会  
会員及び賛助会員の皆様へ

一般社団法人 日本船舶電装協会  
専務理事 白井 精一

船舶安全法関連法令に定める無線設備の選択から携帯電話を除外する対策について

会員各社におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、国土交通省告示が改正され、限定沿海区域において海上運送法に定める旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業に使用する船舶は、船舶安全法関連法令に定める無線設備の選択から携帯電話が除外され、新造船は令和4年11月1日から、現存船は下表のとおり経過措置を定めて適用されています。

対 象	期 限
①令和4年2月28日以前に定期検査又は中間検査に合格した船舶(②又は③に掲げるものを除く)	令和4年12月31日
②令和4年3月1日から6月30日までの間に定期検査又は中間検査に合格した船舶(③に掲げるものを除く)	令和5年1月31日
③令和4年7月1日から10月31日までの間に定期検査又は中間検査に合格した船舶	令和5年2月28日
携帯移動地球局以外の無線電話を備え付ける場合 注：電波法に基づく無線従事者資格や無線局の開設が必要な場合もあります。 詳細は、最寄りの総合通信局にお問い合わせください。	令和5年5月31日

注：令和4年10月28日付け国土交通省告示第1080号「船舶設備規程第311条の22

第1項第3号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示」から作成

この告示の改正は、国交省で検討が進められている小型旅客船の安全対策の関連で実施されましたが、この安全対策には添付した資料に示すとおり、絶縁抵抗試験の実施時期の見直し等、電気に係る対策の検討が含まれています。この資料は下記に示すとおり11月4日に開催された関東船舶電装協議会勉強会に合わせて開催したブロック会議における講演のうち、1.の資料として配布されたもので、国交省のホームページ等から抜粋されています。 [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000036.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000036.html)

今後、他の協議会において、ブロック会議の開催要望がありましたら、当協会へご相談ください。

記

1. 「小型旅客船の安全対策について」(添付のとおり)

北陸信越運輸局 海事部 首席海事技術専門官 安藤 寿朗 様

2. 「リチウム蓄電池の船舶への利用について」(資料は後日送付予定)

関東運輸局 海上安全環境部 首席海事技術専門官 清水 武史 様

以上

○国土交通省告示第八十号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一條の二十二第一項第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

告示  
船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示

船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示（平成四年運輸省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の告示で定める無線電信等は、次の各号に掲げる無線電信又は無線電話とする。 一、四（略）	船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の告示で定める無線電信等は、次の各号に掲げる無線電信又は無線電話とする。 一、四（略） 五、次に掲げる周波数帯で運用する陸上移動局の無線電話 （一）八〇〇MHz帯 （二）一、五〇〇MHz帯 （三）二、〇〇〇MHz帯

附則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、この告示の施行の際既に平水区域から当該船舶の最速速力で二時間以内に往復できる区域において海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の用に供するものに備える無線電信等については、この告示による改正後の船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示（以下「新告示」という。）の規定にかかわらず、次表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例によることができる。

船舶の区分	日
陸上移動局の無線電話に代えて新告示第四号の無線電話を備える船舶	令和四年十二月三十一日
イ 施行日において、令和四年二月二十八日以前に定期検査又は中間検査に合格している船舶（ロ又はハに該当するものを除く。）	令和五年一月三十一日
ロ 施行日において、令和四年三月一日から同年六月三十日までの間に定期検査又は中間検査に合格している船舶（ハに該当するものを除く。）	令和五年二月二十八日
ハ 施行日において、令和四年七月一日から同年十月三十一日までの間に定期検査又は中間検査に合格している船舶	令和五年五月三十一日

陸上移動局の無線電話に代えて新告示第一号第二号及び第三号に掲げる無線電信又は無線電話を備える船舶

2

沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最速速力で二時間以内に往復できる区域において海上運送法第二条第四項に規定する旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の用に供するもの以外の船舶に備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 小型旅客船の安全対策について

- ・国土交通省ホームページより(資料抜粋)
- ・小型船舶機構ホームページより(資料抜粋)

国土交通省北陸信越運輸局  
(首席海事技術専門官)

## 無線設備、JCI検査の方法の改正概要について

### 【参考事項】

1. 令和4年11月1日から法定無線設備の改定により携帯電話の除外について
2. 令和5年1月1日から改正となる小型船舶検査機構の検査の方法について  
※絶縁抵抗試験の追加対応等
3. 令和4年10月21日に開催された第8回知床遊覧船事故対策検討委員会の報告について

※「今後速やかに具体化を図るべき事項」として

1 船員の資質の向上、 2. 設備要件の強化、 3. 監査行政処分の強化  
から

2. 設備の強化 (無線設備、EPIRB等)を抜粋

# 令和4年11月1日より限定沿海区域において 許可事業※に使用する旅客船は船舶安全法の 法定の無線設備から携帯電話を除外します

※許可事業：海上運送法に定める旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業

## 法定の無線設備の例



令和4年11月1日以降  
順次除外

令和4年10月31日の時点で、限定沿海区域において、許可事業に  
使用している船舶には、一定の準備期間（経過措置）を設けます

### 対象船舶

### 期限

携帯移動地球局（衛星電話等）の無線電話を備え付ける場合

① 令和4年2月28日以前に定期検査又は中間検査に  
合格した船舶（②又は③に掲げるものを除く）

令和4年12月31日

② 令和4年3月1日から6月30日までの間に定期検査又は  
中間検査に合格した船舶（③に掲げるものを除く）

令和5年1月31日

③ 令和4年7月1日から10月31日までの間に定期検査又は  
中間検査に合格した船舶

令和5年2月28日

携帯移動地球局以外の無線電話※を備え付ける場合

令和5年5月31日

※携帯移動地球局以外の無線設備を設置する場合、電波法に基づく無線従事者資格や無線局の開  
設が必要な場合もあります。詳細は、最寄りの総合通信局にお問い合わせください。

経過措置の期限までに新しい無線設備（衛星電話や業務用無線）の積み  
付けを完了して頂く必要があります。また、無線設備の取替えにあたって  
は、定期的検査で確認を受ける場合を除き臨時検査の受検が必要です。

検査に関する詳細は、最寄りの地方運輸局又は  
日本小型船舶検査機構各支部にお問い合わせください



国土交通省 海事局 安全政策課・検査測度課

## 【日本小型船舶検査機構：検査事務規程等（旅客船の検査方法）の改正】

### 【概要】

- 国土交通省の知床遊覧船事故対策検討委員会の中間とりまとめ（7/14）において「速やかに講ずべき事項」に記載されている「船舶検査方法の総点検・是正」（別紙1（5）①）への措置に従い、安全性の一層の確保の観点から検査方法の見直しを行うため、国土交通省の指導等により、**JCI検査事務規程等の改正を行う。**
- 今般、海上運送法（昭和24年法律第187号）の許可事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業）の用に供する旅客船（平水区域以外を航行するものに限る）を対象として、以下のとおり**検査方法の改正を行う。**

- ① 船体上架による船体の健全性の確認
- ② 排水設備及び操舵装置の効力試験の実施
- ③ 主機関の効力試験及び海上運転の実施
- ④ 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施**
- ⑤ 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備
- ⑥ 消火器の消火剤の有効期限の確認
- ⑦ 船体ドア及びハッチ等の水密性の確認
- ⑧ 航行区域の避難港の設定

### 【今後のスケジュール】

令和5年1月1日 施行

※現存船（施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶）については、所要の経過措置を設ける予定

## 【旅客船の検査方法の改正内容（絶縁抵抗試験）】

### ④ 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験の実施

- 定期検査に加えて、中間検査（5トン以上は2回目又は3回目の中間検査のいずれかに限る）においても、電気機器及び電路の絶縁抵抗試験を行う。
- 従前のおり、供給電圧が35ボルト未満であって船質が不導体（FRPやゴム等）の場合、絶縁抵抗試験は不要とする。

※「5年間に1回実施」⇒「5年間に2回実施」に変更

#### 現行

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○	—	—	—	—	○
5トン未満	○	△	—	△	△	○

○ 立会又は電装事業者による点検記録を確認：定期検査

#### 改正内容

	定期検査	中間検査	中間検査	中間検査	中間検査	定期検査
5トン以上	○	—	○	—	○	○
5トン未満	○	△	○	△	△	○

○ 立会又は電装事業者による点検記録を確認：定期検査、中間検査（5トン以上は2回目又は3回目のいずれかに限る）

中間取りまとめ

第8回「知床遊覧船事故対策検討委員会」の議題となった「今後速やかに具体化を図るべき事項」抜粋

- 法定無線設備から携帯電話を除外する。

※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

実施中の取組

- 限定沿海区域において海上運送法の旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供する船舶（いわゆる「事業許可船」）の法定の無線設備から、携帯電話を除外する措置をすべく、8月23日より9月23日までパブリック・コメントを実施。
- いただいたご意見等を考慮し、以下のスケジュールにて措置を行う予定。

事業許可船の無線設備の移行スケジュール

新造船：令和4年11月1日（施行日）以降適用      現存船：以下のとおり

現存船の経過措置	期限
1. 衛星電話に移行する船舶 （令和4年2月28日以前に直近の検査を受けた船舶）	令和4年12月31日
2. 衛星電話に移行する船舶 （令和4年3月1日から6月30日までの間に直近の検査を受けた船舶）	令和5年1月31日
3. 衛星電話に移行する船舶 （令和4年7月1日から10月31日までの間に直近の検査を受けた船舶）	令和5年2月28日
4. 業務用無線設備に移行する船舶	令和5年5月31日

10

現状と課題

- 限定沿海区域において旅客運送をする船舶は「事業許可船」以外にも多く存在。
- 航行区域が同一であれば、無線設備の重要性については、許可/届出による差異は生じない。

更なる具体化の方向性（案）

- 事業許可船のほか、限定沿海区域を航行する ①旅客船及び②旅客を搭載して事業に使用される船舶※に対しても、事業許可船と同様に携帯電話以外の無線設備の搭載を義務化。

※ 海上運送法、遊漁船適正化に関する法律の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）

平水区域を航行する船舶の取扱いについて

平水区域において航行する船舶については、以下の理由により、航行区域がサービスエリア内であることを条件に、引き続き携帯電話を認める（適用除外とする）こととする。

- ✓ 漂流した場合でも平水区域（サービスエリア）から逸脱する可能性が低い。
- ✓ 一時的に不通となった場合でも、多少の移動で通信可能となる可能性が高い。
- ✓ 携帯電話が不通であっても、信号紅炎（発煙筒）で近くの船舶や陸上に連絡可能。
- ✓ 平穏な水域であり、他船や陸上からの迅速な救助の期待度が大きい。

11

## 中間取りまとめ

第8回「知床遊覧船事故対策検討委員会」の議題となった「今後速やかに具体化を図るべき事項」抜粋

- 海難発生時及びその後の位置通報の設備として、自動浮揚型のEPIRB（非常用位置指示無線標識装置）等の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を促進する。

## 現状と課題

- EPIRBは、国際的な搜索救助システム（GMDSS）を構成する設備のひとつであり、EPIRBによって、おおよその海難発生位置の特定は可能。
- また、EPIRB以外に位置情報等を発信可能な設備として、AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）などが考えられる。
- これらの設備について、船舶の遭難位置を特定することができるものとして、搭載可能とするか検討が必要。

## 具体化の方向性(案)

- 対象船舶：  
限定沿海以遠を航行する ①旅客船及び②旅客を搭載して事業に使用される船舶※
- 海難発生時に位置情報を発信可能な設備として、AISの搭載も可能とする。
- その他の海難発生時に位置情報を発信可能な設備についても引き続き検討する。

※：海上運送法、遊漁船の適正化に関する法律の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）

### AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）（簡易型AISを含む）



出典：古野電気株式会社

- ・ 自船位置、速力等の情報を発信。
- ・ 受信機を設置することにより、陸上の事務所等においても、AIS情報を確認可能。
- ・ 我が国沿岸域のAIS情報は、海上保安庁において確認が可能。

### 【その他設備の例】：PLB（Personal Locator Beacon：携帯用位置指示無線標識）



出典：舵社HP

- ・ 衛星を通じて位置情報を海上保安庁に発信可能。
- ・ プレジャーユーザーの間で、落水時の緊急時の通報のためのツールとして普及。
- ・ 電波法において、船舶の設備ではなく、個人所有の設備と扱われるため、船舶ごとでなく、個人での無線局の開設が必要。（無線従事者資格は不要。）